

サンプル、この頁は、参照用のためのみのものです。



EDD の電話番号：
英語： 1-800-300-5616
スペイン語： 1-800-326-8937
広東語： 1-800-547-3506
標準中国語： 1-866-303-0706
ベトナム語： 1-800-547-2058
TTY：(非音声) 1-800-815-9387
EDD インターネット サイト： www.edd.ca.gov

災害失業支援決定の通知

請求者の姓名	雇用開発局
請求者の住所	番地
市、州、郵便番号	市、州、郵便番号

郵送日：00/00/0000
オフィスの使用のためのみのものです：
000000000000

連邦災害失業支援 (DUA) 決定の通知

あなたは、ロバート T. スタッフォード・災害救済及び緊急支援法に基づき、XXXX に起因する連邦災害失業支援(DUA)を申請することを要請されました。

あなたは、DUA 給付を受給する資格がありません。DUA プログラムの根拠である連邦法は、次の理由から給付の支払いを禁止するものです：

- _ A. DUA 請求を提出するというあなたの要求は否認されました。別の種類の失業補償または障害補償を受ける資格を有されます。DUA 給付金の支払いに関する法的要件を満たしていません。(20 連邦規則集 [CFR] § 625.4 [i])
- _ B. 連邦法の規定に基づき、あなたの失業は XXXX 災害を原因とするものではありません。DUA 請求を提出するというあなたの要求は否認されました。(20 CFR § 625.4[d]及び§ 625.5)
- _ C1. あなたは、00/00/0000 から 00/00/0000 までの (数) 週間について DUA 給付を受給する資格がありません。その理由は、入手可能な事実は、あなたが XXXX のために働くことができない、又は働けなかったことを示しているからです。(連邦規則集第 20 編第 625.4 条[g]、カリフォルニア州失業保険法典第 1253 条[c])
- _ C2. あなたは、00/00/0000 から不適格条件が解消される時点で終了するまでの (数) 週間について DUA 給付を受ける資格を欠くものであり、当該時点において、請求を再開するために雇用開発部門にご連絡ください。入手できる事実は、あなたが XXXX のために働くことが不可能であり、又は働く先がなかったことを示しています。(連邦規則集第 20 編第 625.4 条[g]、カリフォルニア州失業保険法典第 1253 条[c])
- _ D1. 00/00/0000 から 00/00/0000 までの (数) 週間について DUA 給付を受給する資格がありません。あなたは、00/00/0000 から 00/00/0000 までの (数) 週間について認証を提出されませんでした。当局が入手できる事実は、認証の提出の遅延について正当な理由があったことを示していません。(連邦規則集第 20 編第 625.8 条[b]、カリフォルニア州失業保険法典第 1326.5 条)
- _ D2. あなたは、00/00/0000 から 00/00/0000 までの (数) 週間について、DUA の給付を受給する資格がありません。当局が入手できる情報は、あなたが適時に DUA 給付の認証を行わなかったことを示しています。あなたの 00/00/0000 の (数) 週間に係る認証は、00/00/0000 まで当局に提出されませんでした。あなたが 00/00/0000 の電話面接に出席されなかったこともあり、当局が入手できる事実は、あなたが認証の提出の遅延について正当な理由を有されたことを示していません。(連邦規則集第 20 編第 625.8 条[b]、カリフォルニア州失業保険法典第 1326.5 条)

- _ E1. 00/00/0000 から 00/00/0000 までの (数) 週間についての週当たり DUA 給付の金額は、\$0000 減額されなければなりません。あなたが受領された、又は受領されている次のような所得は、連邦規則に基づき、支払われるべき DUA 給付から控除可能なものと考えられるものです：
 - _ a. 連邦規則州第 20 編第 625.2 条[d] 疾病又は身体障害のため賃金を失った「代償」年て定義されていない給付又は保険の給付金(連邦規則集第 20 編第 625.13 条[a][1])

- _ E1. 00/00/0000 から 00/00/0000 までの (数) 週間についての週当たり DUA 給付の金額は、\$0000 減額されなければなりません。あなたが受領された、又は受領されている次のような所得は、連邦規則に基づき、支払われるべき DUA 給付から控除可能なものと考えられるものです：
 - _ b. 団体交渉協定による追加的 UI 給付。(連邦規則集第 20 編第 625.13 条[a][2])

- _ E1. 00/00/0000 から 00/00/0000 までの (数) 週間についての週当たり DUA 給付の金額は、\$0000 減額されなければなりません。あなたが受領された、又は受領されている次のような所得は、連邦規則に基づき、支払われるべき DUA 給付から控除可能なものと考えられるものです：
 - _ c. 民間の所得保障保険。(連邦規則集第 20 編第 625.13 条[a][3])

- _ E1. 00/00/0000 から 00/00/0000 までの (数) 週間についての週当たり DUA 給付の金額は、\$0000 減額されなければなりません。あなたが受領された、又は受領されている次のような所得は、連邦規則に基づき、支払われるべき DUA 給付から控除可能なものと考えられるものです：
 - _ d. 大規模災害のため世帯主が死亡した結果としての労災補償。(連邦規則集第 20 編第 625.13 条[a][4])

- _ E1. 00/00/0000 から 00/00/0000 までの (数) 週間についての週当たり DUA 給付の金額は、\$0000 減額されなければなりません。あなたが受領された、又は受領されている次のような所得は、連邦規則に基づき、支払われるべき DUA 給付から控除可能なものと考えられるものです：
 - _ e. 雇用主 XXXX からの年金の支払い。あなたは、年金基金に拠出せず、また、基準期間の開始後に雇用主のために遂行した役務は、年金を受給する資格に影響を与えるか、又は年金の支給額を増加させました。(連邦規則集第 20 編第 625.13 条[a][5]、カリフォルニア州失業保険法典第 1255.3 条)

- _ E2. あなたは、00/00/0000 から 00/00/0000 までの (数) 週間について DUA 給付を受給する資格がありません。あなたが受領された、又は受領されている次のような所得は、連邦規則に基づき、支払われるべき DUA 給付から控除可能なものと考えられるものです：この所得は、あなたの週当たりの DUA 給付額と同一又はそれを超えるものです：
 - _ a. 連邦規則州第 20 編第 625.2 条[d] 疾病又は身体障害のため賃金を失った「代償」年て定義されていない給付又は保険の給付金(連邦規則集第 20 編第 625.13 条[a][1])

- _ E2. あなたは、00/00/0000 から 00/00/0000 までの (数) 週間について DUA 給付を受給する資格がありません。あなたが受領された、又は受領されている次のような所得は、連邦規則に基づき、支払われるべき DUA 給付から控除可能なものと考えられるものです：この所得は、あなたの週当たりの DUA 給付額と同一又はそれを超えるものです。
 - _ b. 団体交渉協定による追加的 UI 給付。(連邦規則集第 20 編第 625.13 条[a][2])

- _ E2. あなたは、00/00/0000 から 00/00/0000 までの (数) 週間について DUA 給付を受給する資格がありません。あなたが受領された、又は受領されている次のような所得は、連邦規則に基づき、支払われるべき DUA 給付から控除可能なものと考えられるものです：この所得は、あなたの週当たりの DUA 給付額と同一又はそれを超えるものです。
 - _ c. 民間の所得保障保険。(連邦規則集第 20 編第 625.13 条[a][3])

- _ E2. あなたは、00/00/0000 から 00/00/0000 までの (数) 週間について DUA 給付を受給する資格がありません。あなたが受領された、又は受領されている次のような所得は、連邦規則に基づき、支払われる

べき DUA 給付から控除可能なものと考えられるものです：この所得は、あなたの週当たりの DUA 給付額と同一又はそれを超えるものです。

_ d. 大規模災害のため世帯主が死亡した結果としての労災補償。(連邦規則集第 20 編第 625.13 条[a][4])

_ E2. あなたは、00/00/0000 から 00/00/0000 までの (数) 週間について DUA 給付を受給する資格がありません。あなたが受領された、又は受領されている次のような所得は、連邦規則に基づき、支払われるべき DUA 給付から控除可能なものと考えられるものです：この所得は、あなたの週当たりの DUA 給付額と同一又はそれを超えるものです。

_ e. 雇用主 XXXX からの年金の支払い。あなたは、年金基金に拠出せず、また、基準期間の開始後に雇用主のために遂行した役務は、年金を受給する資格に影響を与えるか、又は年金の支給額を増加させました。(連邦規則集第 20 編第 625.13 条[a][5]、カリフォルニア州失業保険法典第 1255.3 条)

_ F. あなたは、00/00/0000 から 00/00/0000 までの (数) 週間について DUA 給付を受給する資格がありません。あなたは雇用主 XXXX の仕事を拒否されました。当局が入手した情報は、その仕事が適切なものであったことを示しています。あなたの拒否の理由は、給付の支払いに関する法的要件を満たしていません。(連邦規則集第 20 編第 625.13 条[b][2]、カリフォルニア州失業保険法典第 1257 条[b])

_ G. あなたは、00/00/0000 から 00/00/0000 までの (数) 週間について DUA 給付を受給する資格がありません。入手可能な事実は、あなたが適切な職位で再就職されたことを示しています。連邦規則集第 20 編の第 625.13 条(b)の規定に基づき、適切な職位で再就職した者は、その週の後の何れの週についても DUA の給付を受給する資格はありません。(連邦規則集第 20 編第 625.13 条[b])

_ H. 00/00/0000.より後の週について引き続き DUA 給付を受給することを要求されました。災害支援期間は、00/00/0000.から 00/00/0000.までで終了しています。連邦規則集第 20 編第 625.4 条(a)の規定に基づき、請求者は、その請求に係る週が災害支援期間中から始まる場合にのみ DUA 給付の支払いを受給する資格があるべきものとなります。(連邦規則集第 20 編第 625.4 条[a])

_ I. あなたは、災害支援期間 (DAP) が 00/00/0000 の終了後の 00/00/0000 に DUA 請求を提出されました。連邦規則集第 20 編第 625.8 条(a)の規定に基づき、この災害の災害支援期間 (DAP) の終了後に提出された当初の DUA 給付の申請は、受理されないこととなります。(連邦規則集第 20 編第 625.8 条[a])

DUA プログラムの根拠となる連邦法

ロバート T. スタッフォード救済及び緊急支援法 (米国法典第 42 章[USC]第 5121 条ノート) 及び連邦規則集第 20 編第 625 条

通知

米国法典第18編第1001の規定にに基づき、この請求に関係して策略、スキーム若しくは装置により重要な辞意実を隠蔽し、又故意に虚偽の陳述を行うことは、連邦犯罪であり、10,000 ドル以下の罰金、5年間以下の懲役、又はその双方を科される可能性があります。

不服を申し立てる権利

この通知に基づく異議申立てを時宜に適ったものとするためには、00/00/0000 以前に提出しなければなりません。

この決定は、この通知があなた宛てに郵送された日から 60 日間以内にカリフォルニア州失業保険不服申立委員会の行政法判事に上訴されない限り、最終的なものとなります。(米国法典第42編第5189条a) 不服申立ては、この通知に記載されている現地事務所に送付すべきものとされています。不服申立てフォームは、EDD の ウェブサイト (http://www.edd.ca.gov/pdf_pub_ctr/de1000m.pdf) から入手することができます。あなたは、異議申立ての中でこの決定に同意されない理由を述べなければなりません。異議申し立ての保留中は、あなたが資格があると主張する各々の週について毎週申立てを提出し続けなければなりません。カリフォルニア州失業保険不服申立委員会の最終的な決定により、適格である旨判断された場合、あなたは毎週の請求を提出するとともに、他のすべての資格要件を満たした週についてのみ支払いを受けることができます。